

平成26年 3月31日

姫路市長 石見利勝

デザイン事前協議制度運営要綱を次のように定める。

デザイン事前協議制度運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、姫路市都市景観条例（昭和62年姫路市条例第5号。以下「条例」という。）第2章の2の規定に基づくデザイン事前協議制度の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 条例第20条の2第1項に規定する建築物、工作物及び広告物等のデザインその他良好な景観の形成に影響を及ぼすと認められる事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 建築物、工作物等の規模、位置、意匠、色彩、材料、植栽、外構、照明等
- (2) 屋外広告物等の規模、数量、意匠、色彩、表示位置、表示方法等
- (3) その他良好な景観の形成上必要と認める事項

(デザイン部会の会議の開催)

第3条 市長は、条例第20条の2第2項の規定による協議の申出があった場合は、姫路市景観・広告物審議会条例（平成20年姫路市条例第48号）第11条第1項の規定により設置するデザイン部会（以下「デザイン部会」という。）の会議を開催するものとする。

- 2 条例第20条の2第1項に規定する協議対象行為予定者（以下「協議対象行為予定者」という。）は、デザイン部会の会議の2週間前までに、市長に対し、デザイン事前協議（変更）申出書及び添付図書の写しを10部提出しなければならない。
- 3 デザイン部会の会議には、協議対象行為予定者又はその代理者及び設計者（以下「事業者等」という。）が出席し、協議対象行為の内容、良好な景観の形成に関する配慮事項等の説明を行うものとする。
- 4 デザイン部会の委員は、前項の説明に対し専門的な知識に基づく意見を述べ、事

業者等と意見交換を行うものとする。

5 デザイン部会の委員は、やむを得ない理由により会議に出席できない場合に、書面により意見を表明することができる。

6 デザイン部会の会議は、非公開とする。ただし、部会長が特に必要と認めるときは、公開することができる。

(意見書の送達及び回答書の提出)

第4条 市長は、デザイン部会の会議を開催した後、当該会議で出された意見を踏まえてデザイン事前協議意見書(様式第1号)を作成し、協議対象行為予定者に送達するものとする。

2 前項の意見書の送達を受けた協議対象行為予定者は、当該意見書に記載された事項に対する回答として、デザイン事前協議回答書(様式第2号)を作成し、市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の回答書の提出を受けた後、必要と認めるときは、再度デザイン部会の会議を開催することができる。

(協議内容の公表)

第5条 条例第20条の6の規定による協議内容の公表は、次に掲げる事項を市のホームページに掲出する方法により行うものとする。

(1) 事業者等の氏名及び住所、計画の名称、行為の場所その他デザイン事前協議(変更)申出書に記載された事項

(2) 協議対象行為に係る建築物等の完成予想図

(3) デザイン部会の会議の開催年月日

(4) 前条第1項の意見書、同条第2項の回答書及びデザイン事前協議結果通知書の内容

(5) 前各号に掲げる事項のほか、協議内容の公表に当たり、参考となる事項

2 前項の公表に当たっては、市長は、事業者等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報等の取扱いについて十分に配慮するものとする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。